

# 大阪府キンボールスポーツ連盟 規約

(名称)

第1条 本連盟は、大阪府キンボールスポーツ連盟(以下、本連盟)と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、理事長の住所に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、キンボールスポーツの普及を通じてキンボールスポーツ愛好者の交流を深め、地域や世代間で生涯スポーツや文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) キンボールスポーツの普及及び向上
- (2) キンボールスポーツの指導・奨励と指導者育成
- (3) キンボールスポーツの普及や振興のための宣伝・啓発
- (4) キンボールスポーツの大会・講習会の開催及び指導者の派遣
- (5) 関係機関・団体との連携及び協力
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 本連盟の会員は、以下のいずれかの者をもって会員とする。

- (1) 当該年度本連盟役員
- (2) 当該年度一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟登録会員
- (3) 理事会で認めた者

(登録)

第6条 本連盟の登録は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟会員登録時において大阪支部を希望した時点で会員とみなす。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 規約違反や名誉毀損
- (3) 本連盟が解散したとき

(役員)

第8条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名(内1名は会計)
- (6) 理事 若干名(内1名は会計補佐)

(7) 監事 1名

(役員を選出)

第9条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長は理事会において選出する。
- (2) 副会長は理事会の同意を得て、会長が選出する。
- (3) 理事長は理事会において選出する。
- (4) 副理事長は理事会の同意を得て、理事長が選出する。
- (5) 常任理事は理事の互選により選出する。
- (6) 理事は総会の同意を得て選出する。
- (7) 会計及び会計補佐は理事の互選により選出する。
- (8) 監事は理事の互選により選出する。

(特別役員を設置)

第10条 本連盟に理事会の推薦により名誉会長・顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 名誉会長、顧問及び参与は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (2) 名誉会長、顧問及び参与は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第11条 役員に仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し、会務を掌理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に下記の事態が起きた場合は、会長の職務を代理する。
  - ア 病気や事故等で職務が全うできない場合
  - イ 不測の事由で職務が全うできない場合
- (3) 理事長は本連盟の会務を統括する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に下記の事態が起きた場合は、理事長の職務をを代理する。
  - ア 病気や事故等で職務が全うできない場合
  - イ 不測の事由で職務が全うできない場合
- (5) 常任理事及び理事は会務を議決し、執行する。
- (6) 会計及び会計補佐は本連盟の出納を担当する。
- (7) 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

また、補欠・増員による新役員の仕事は、他の役員の仕事期間と同じとする。

(理事会)

第13条 本連盟の理事会の招集と議決は次の通りにする。

- (1) 会長は毎年1回総会を招集し、審議は役員の仕事解任・事業報告・会計報告・事業計画・予算・規約の変更及びその他の事項とする。
- (2) 理事長の承認をもって、理事会を総会に変えることができる。

- (3) 理事会は会長又は理事長が必要に応じて招集・開催され、会長・副会長・理事長・理事をもって構成する。また、理事の3分の1以上から請求があったとき、臨時理事会を招集しなければならない。
- (4) 常任理事会は理事長が必要に応じて招集・開催され、常任理事で構成する。
- (5) 議事は、理事の過半数をもって決する。ただし、規約の改廃は出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- (5) 理事会の議長は理事長もしくは会長が指名した理事が担当する。

(専門委員会)

第14条 理事長は、必要に応じて専門委員会をおくことができる。

(会計)

第15条 本連盟の経費は、次に掲げるものでこれを支弁する。

- (1) 登録費(日本キンボールスポーツ連盟支部会費還元金)
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) 補助金
- (5) その他

(財産の管理)

第16条 本連盟の会計処理及び管理方法は、会長・副会長・理事長が定める。

(会計年度)

第17条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(規約の細則)

第18条 本規約に定めのない事項及び実施に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附則

本規約は、2010年4月1日から施行する。

本規約は、2023年4月1日から施行する。(2023年3月24日に一部改正)